

商標登録手続

目次

関係法律.....	2
商標分類.....	2
登録可能な商標.....	2
著名商標（馳名商標）.....	2
商標として登録してはいけない標章.....	3
商標として使用してはならない標章.....	3
商品及役務の国際分類.....	4
国際優先権.....	4
先願主義.....	4
商標登録出願書類.....	4
審査.....	5
修正.....	5
分割出願.....	5
公告.....	5
商標登録／存続期間／更新.....	5
商標の国際登録.....	6
保護範囲.....	6
拒絶査定不服審判と訴訟.....	6
異議申立と訴訟.....	6
無効審判と訴訟.....	7
登録商標の取消.....	7
審査期限.....	8
変更、譲渡及び使用許諾契約書の届出手続.....	8
登録標記.....	9
ラテン文字商標の中訳の登録.....	9
商標登録の代理.....	9

関係法律

『中華人民共和国商標法』は 1982 年 8 月 23 日に公布され、1983 年 3 月 1 日から施行。1993 年 2 月 22 日に第 1 回改正の商標法が公布され、1993 年 7 月 1 日から施行。2001 年 10 月 27 日に第 2 回改正の商標法が公布され、2001 年 12 月 1 日から施行。2013 年 8 月 13 日に第三回改正の商標法が公布され、2014 年 5 月 1 日から施行。2019 年 4 月 23 日に第四回改正の商標法が公布され、2019 年 11 月 1 日から施行。その『実施条例』は 2002 年 9 月 15 日から施行され、2014 年 4 月 29 日に改正され、2014 年 5 月 1 日から施行されている。

中国は 1980 年 6 月 3 日に世界知的所有権機関(WIPO)に加盟し、1985 年 3 月 19 日に『工業所有権の保護に関するパリ条約』(ストックホルム協定)に加盟。1989 年 10 月 4 日に『商標国際登録マドリッド協定』に加盟し、1995 年 12 月 1 日に『商標国際登録マドリッド協定議定書』に加盟した。また、1994 年 8 月 9 日に『商標登録のための商品とサービス国際分類ニース協定』の加盟国となった。

商標分類

登録商標には商品商標、役務商標があり、団体商標及び証明商標も登録を受けることができる。

団体商標とは、団体、協会又はその他の団体組織の名義で登録し、その組織メンバーが商業活動で使用するための商標であり、商標使用者がかかるとなる組織に属することを表明するものをいう。

証明商標とは、ある商品又は役務に対し、検測及び監督能力を有する組織に管理され、其の組織以外の人により商品又は役務に使用され、当該商品又は役務の原産地、原料、製造方法、品質又はその他の特定な品質を証明する標章をいう。

地理的表示は証明商標または団体商標として登録出願できる。

登録可能な商標

自然人、法人又はその他の組織の商品を他人の商品と区別できるようないかなる標章、即ち文字、図形、アルファベット、数字、立体的形状、色彩の組合せ若しくは音等、並びに上記要素の結合を皆商標として登録出願できる。

登録出願する商標は顕著な特徴を有し、容易に識別でき、かつ他人の先に取得した合法的権利と抵触してはならない。

著名商標 (馳名商標)

商標の登録審査、または工商行政管理部門による商標法違反案件の摘発の過程において、当事者の要請に基づき、商標局は案件処理の必要性に応じて、著名商標を認定することができる。商標登録却下(異議申立)不服審判手続と無効審判手続にて、商標審査委員会は著名商標を認定することができる。商標の民事案件、行政案件の

審理において、最高人民法院が指定した人民法院は、案件審理の必要性に応じて、著名商標を認定することができる。

著名商標の認定には下記の要素を考慮すべきである。

- (一) 関連公衆の当該商標に対する認知度；
- (二) 当該商標の使用継続期間；
- (三) 当該商標のいかなる宣伝活動の継続期間、程度及び地理的範囲；
- (四) 当該商標が著名商標として保護を受けた記録；
- (五) 当該商標が著名であるその他の要素。

同一又は類似商品について登録出願した商標が、他人の中国において登録を受けていない著名商標への複製、模倣又は翻訳であり、混同を招きやすい場合、登録を許可せず、且つその使用を禁止する。

同一でない又は類似しない商品について登録出願した商標が、他人の中国において登録を受けた著名商標への複製、模倣又は翻訳であり、公衆の誤解を招き、当該著名商標の登録者の利益に損害を与える虞がある場合、登録を許可せず、且つその使用を禁止する。

商標として登録してはいけない標章

下記の標章は商標として登録してはならない。

- (一) 当該商品の通用名称、図形、型番しかないもの
- (二) 商品の品質、主要原料、機能、用途、重量、数量及び他の特徴を直接表しているだけのもの
- (三) その他の顕著性に欠如するもの

上記の標章は使用により顕著性を獲得し、識別しやすくなるものは、商標として登録することができる。

立体標章をもって商標を出願登録する際、商品自身の性質により出来た形状、技術効果を得るための商品形状又は商品に実質的価値を持たせる形状のみの場合、登録してはならない。

商標として使用してはならない標章

以下に掲げるものは商標として使用してはならない。

- (一) 中華人民共和国の国家名称、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、勳章などと同一又は類似するもの及び中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地点の名称または象徴的建築物の名称、図形と同一のもの。
- (二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗などと同一又は類似するもの。但し、当該国政府の許可を得たものは除く。

(三) 政府間国際機構の名称、旗、徽章など同一又は類似するもの。但し、当該国際機構の許可を得たもの又は公衆の誤解を招き難いものは除く。

(四) 標章制御を実施し保証を与えることを表明する政府の標章、検定印章と同一または類似するもの。但し、授権されたものは除く。

(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称や標章と同一又は類似するもの。

(六) 民族差別扱いの性質を帯びたもの。

(七) 欺瞞性を有し、商品の品質などの特徴又は産地に対する公衆の誤認を招きやすいもの。

(八) 社会主義の道德、風習を害し、又はその他の不良な影響を有するもの。

県クラス以上の行政区画の地名又は一般公衆に知られた外国地名は、商標とすることができない。但し、その地名が他の意味を持っている又は団体商標と証明商標の構成部分となるものは、この限りではない。地名を商標として既に登録された商標は、引き続き有効とする。

商品及役務の国際分類

中国においてニース協定の商品と役務の国際分類が採用されている。指定商品や役務は、商標局に受け入れられるために明確にしなければならない。1つの出願で複数の区分の商品や役務を指定することができる。

国際優先権

国際優先権は中国国外出願日から六ヶ月以内に要求できる。優先権に関する書類は中国出願日から3ヶ月以内に商標局に提出しなければならない。

その商標が中国政府の主催又は承認する国際展示会で展示された商品に初めて使用された場合、当該商品が展示された日から六ヶ月以内は、当該商標の登録出願人は優先権を享有できる。

先願主義

『中華人民共和国商標法』は先願主義を採用している。二人又は二人以上の出願人が同一商品又は類似商品について、同一又は類似する商標を登録出願した場合、先行出願した商標に対し、初歩査定し、且つ公告する。同日出願した場合、先行使用した商標を初歩査定し、且つ公告する。その他のものの出願を却下し、公告しない。

商標登録出願書類

1件の商標出願に1区分又は多区分の商品又は役務を指定することができる。1件の商標出願の出願書類には、下記のものが含まれる必要がある。

- ・ 商標登録願書。
- ・ 出願人による署名/押印した委任状。
- ・ はっきりした商標図面1部、縦と幅はいずれも10センチ以下、5センチ以上。

- ・優先権証明（優先権を主張する場合）。
- ・出願人の主体資格証明書類。

審査

商標登録出願の審査には、形式審査と実質審査が含まれる。形式審査には、出願書類と指定商品・役務の補正が含まれる。実質審査には、商標の登録性及び先行権利との衝突の有無を審査することが含まれる。

修正

商標出願の修正は、商標局に要求された場合にのみ行うことができる。指定商品や役務の一部を削除する必要がある場合、又は文字や図面の専用権の一部を放棄する必要がある場合、商標局は出願人に審査意見書を発行する。審査官の要求に合致できない商標登録出願は却下される。

分割出願

商標局が1件の商標登録出願について一部の指定商品を拒絶した場合、出願人は当該出願の初歩査定された部分を別の出願として分割することができ、分割後の出願は元出願の出願日を保留することができる。

公告

審査を通過した商標出願は、週1回出版される商標公告に掲載され、公告日から3ヶ月以内に、先行権利者、利害関係者は、その先行権利に基づいて商標局に異議を申立てることができ、又はいかなる者も商標自体に登録性がないことに基づいて異議を申立てることができる。

商標登録／存続期間／更新

公告日から3ヶ月以内に、他人により当該公告商標に対する異議申立がない、又は異議が成立しない場合、当該商標出願は登録を許可される。

登録商標の存続期間は登録許可日から起算して十年間である。

登録商標の存続期間が満了し、継続して使用する必要がある場合は、期限満了前の12ヶ月以内に更新登録を申請しなければならない。この期間内に更新申請できなかった場合は、6ヶ月の猶予期間が与えられる。猶予期間が満了しても更新申請を提出していない場合は、その登録商標は失効とされる。毎回の更新登録の有効期間は10年である。

更新登録の申請には、更新申請書、委任状、および主体資格書類を提出しなければならない。

商標の国際登録

中国企業/個人は中国商標局を通じて、『商標国際登録マドリッド協定』と『商標国際登録マドリッド協定議定書』に基づいて商標の国際登録を申請することができ、そして自分の必要に応じて一国、多国、又は全加盟国で保護を申請することができる。

保護範囲

著名商標（馳名商標）を除き、登録商標の保護範囲は指定された商品・役務に限られる。下記の行為は商標権侵害に該当する。

- (一) 商標登録者の許可を得ずに、同一商品にて登録商標と同一の商標を使用すること。
- (二) 商標登録者の許可を得ずに、同一商品にてその登録商標と類似の商標を使用し、又は類似商品にてその登録商標と同一または類似の商標を使用し、混合を招きやすい場合。
- (三) 登録商標の専用権を侵害する商品を販売すること。
- (四) 他人の登録商標の標章を偽造若しくは無断で製造し、又は偽造若しくは無断で製造した登録商標の標章を販売すること。
- (五) 商標登録者の同意を得ずに、その登録商標を変更し、かつ当該変更された商標の付いた商品を市場に流通させること。
- (六) 他人の商標専用権侵害行為に故意に便宜条件を提供し、他人による商標専用権侵害行為を実施するのを助けること。
- (七) 他人の登録商標専用権にその他の損害を与えること。

拒絶査定不服審判と訴訟

商標登録出願が拒絶された場合、出願人は通知書を受領した日より 15 日以内に商標評審委員会へ不服審判を請求することができる。

当事者は商標評審委員会による決定に不服する場合、通知書を受領した日より 30 日以内に人民法院へ提訴することができる。

異議申立と訴訟

初歩査定され公告された商標に対して、他人が 3 カ月以内に異議を申立てた場合、商標局は異議申立てに対して書面による決定を行う。商標局が登録許可の決定をした場合は、商標登録証を発行し、公告する。異議申立人が不服である場合は、商標審査委員会に当該登録商標の無効宣告を請求することができる。商標局が登録却下決定を下し、被異議人が決定に不服がある場合、商標審査委員会に不服審判を請求することができる。被異議人が商標審査委員会の商標登録却下不服審判決定に不服がある場合、通知を受領した日より 30 日以内に人民法院へ提訴することができる。

無効審判と訴訟

既に登録を受けた商標は、前述の商標として登録してはならない標章または商標として使用してはならない標章に属しているか、若しくは欺瞞手段またはその他の不正な手段で登録を取得した場合、商標局はその商標登録を無効と宣告する。その他の主体または個人は商標審査委員会にその商標登録を無効と宣告するよう請求することができる。

登録商標が以下の情状に属する場合、商標登録の日から5年以内に、先行権利者または利害関係者は商標審査委員会に当該登録商標の無効審判を請求することができる：

- ・ 他人の同一または類似商品にて中国において登録を受けていない著名商標（馳名商標）を複製、模倣、または翻訳し、混同を招きやすい場合。
- ・ 同一でない又は類似していない商品について、既に中国で登録をしている他人の著名商標を複製、模倣又は翻訳することにより、公衆に誤認させ、当該登録商標の所有者の利益に害をもたらす虞がある場合。
- ・ 代理人又は代表者が授権なしで自分の名義で被代理人又は被代表者の商標を登録出願し、被代理人又は被代表者が異議申立てを行う場合。同一商品又は類似商品について登録出願する商標は、他人が先行使用した未登録商標と同一又は類似し、出願人と当該他人は前項の規定以外の契約、取引関係又はその他の関係を有して当該他人の商標が存在することを知り、当該他人が異議を申立てた場合、登録を許可しない。
- ・ 標章に商品の地理的表示が含まれるが、当該商品が当該標章の示す地域から由来するものではなく、公衆に誤認させる場合。善意で登録したものは除く。
- ・ 他人の同一商品又は類似商品における先行出願又は先行登録した商標と同一又は類似する場合。
- ・ 他人の現有の先行権利を損害する場合。
- ・ 他人が既に使用し、且つ一定の影響を有する商標を不正手段で先駆け出願登録する場合。

悪意のある登録、著名商標（馳名商標）の所有者は5年間の期間制限を受けない。

当事者が商標審査委員会の裁定に不服がある場合は、通知を受けた日から30日以内に人民法院へ提訴することができる。

登録商標の取消

商標は登録後に使用商品の共通名称となった場合、または正当な理由なく3年連続で使用していない場合は、取消される可能性がある。商標の使用には、商標を商品、商品包装または容器、および商品取引文書に使用すること、または商標を広告宣伝、展示、その他の商業活動に使用することが含まれる。

審査期限

商標法は商標局と商標審査委員会が申請事項を審理する審査と審理期限を規定している：

申請事項	審査期間（月）	延長可能期間（月）
商標出願	9	
拒絶査定不服審判	9	3
異議申立	12	6
登録却下不服審判	12	6
無効審判（絶対理由）	9	3
無効審判の不服審判（絶対理由）	9	3
無効審判（相対理由）	12	6
取消審判	9	3
取消不服審判	9	3

以下の期間は商標審査、審理期間に算入されない：

- 文書の公告送達期間；
- 当事者が証拠を補足または補正する必要がある期間、および当事者の変更により再答弁する必要がある期間；
- 同日出願の案件で使用証拠の提出及び協議、抽選に必要な期間；
- 優先権の確定を待つ必要がある期間；
- 案件申請者の請求に応じて先行権利をめぐる案件の審理結果を待つ期間。

変更、譲渡及び使用許諾契約書の届出手続

登録商標は登録者の名義、住所またはその他の登録事項を変更する必要がある場合、商標局に変更申請を提出しなければならない。

商標の登録者はその全ての登録・出願商標について一括変更しなければならない。

登録商標の譲渡を申請する場合、譲渡人と譲受人は共同で商標局に譲渡申請を提出する必要がある。商標譲渡は商標局が承認し、公告した後から発効する。

一般の商標譲渡申請は譲渡双方が締結した譲渡協議を提出する必要はなく、商標局が要求した譲渡同意声明に署名／押印すればよい。しかし、破産清算などの特殊な商標移転申請は、双方が締結した譲渡契約書を提出しなければならない。また、個別の案件では、商標局が必要と判断した場合には、譲渡双方による締結された譲渡契約の追加提出が要求される場合もある。

登録商標の譲渡を申請する場合、商標登録者人がその同一または類似商品に登録した同一または類似商標を一括譲渡しなければならない。混同やその他の悪影響を及ぼしやすい譲渡については、商標局は許可しない。商標登録出願の譲渡を申請する場合、商標局に譲渡の申請手続きをしなければならない。

登録標記

登録商標を使用するにあたり、商品、商品包装、明細書またはその他の付着物に「登録商標」の文字を表示したり、登録マーク（注）または（R）を表示したりすることができる。

ラテン文字商標の中訳の登録

ラテン文字商標の中国語訳を使用する予定がある場合、その中国語訳についても登録を受ける必要がある。特に独創性のあるラテン文字商標には事実上中国語訳が出来ており、又はその中国語訳が消費者に認可されている場合は登録すべきである。ラテン文字商標の中国語訳を使用する予定がなくても、その中国語訳について登録したほうがよい。

商標登録の代理

外国人又は外国企業が中国で商標登録出願し、およびその他の商標関連事項を取り扱うときは、法により設立された商標代理機構に委託しなければならない。